

北九州市迷惑行為防止推進協議会
「迷惑行為防止重点地区の答申」概要

1 北九州市迷惑行為防止推進協議会

- 北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（基本条例）に設置が規定されている付属機関（会長：福岡教育大学教授 大坪靖直）。
 - ・ 第1回協議会 平成20年6月 6日 重点地区指定の考え方検討
 - ・ 第2回協議会 平成20年7月29日 重点地区の具体的範囲検討
 - ・ 第3回協議会 平成20年8月20日 重点地区指定の答申案検討

2 迷惑行為防止重点地区の範囲

- 重点地区では、「路上喫煙」、「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」、「落書き」の4つの迷惑行為を行っている者は、巡視員が発見した場合、その場で過料処分の対象となる。
- 当面市内1ヶ所を指定する場合は、高い啓発効果が見込まれ、その効果が市内全域に波及することが期待できる、小倉都心地区が適当として、その範囲が提示された。

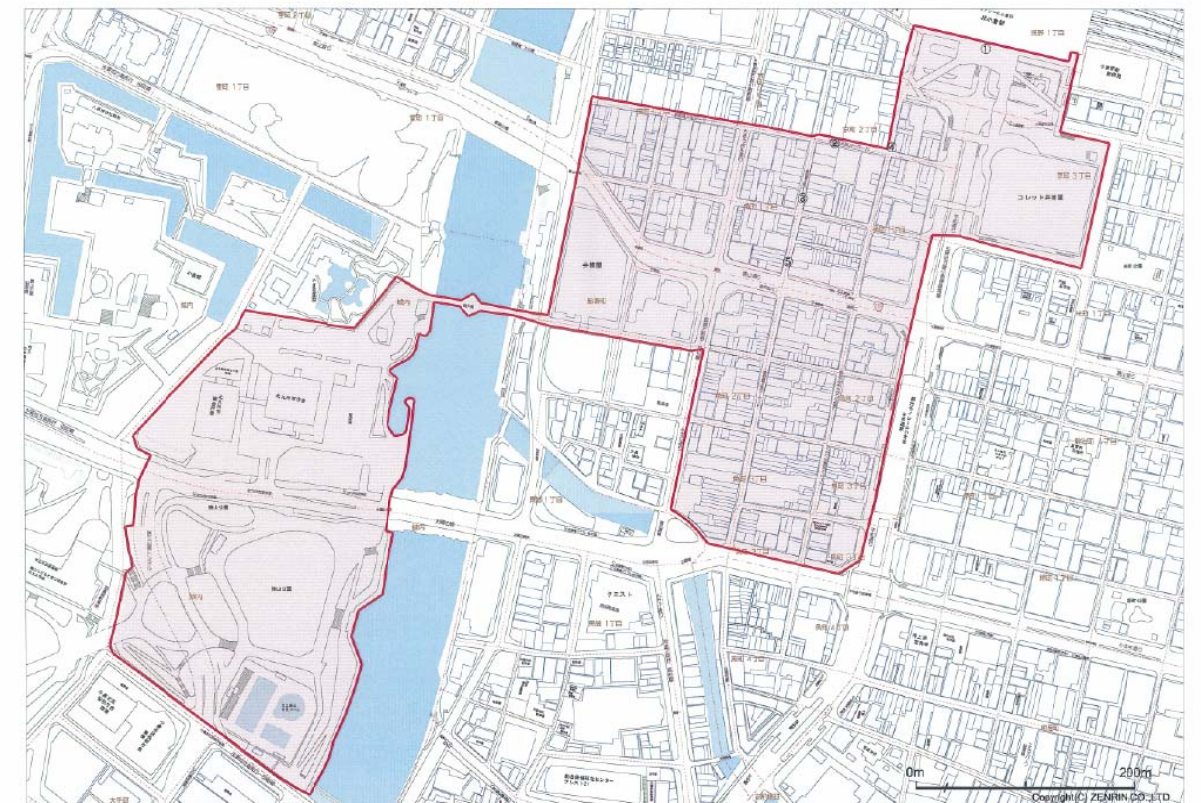
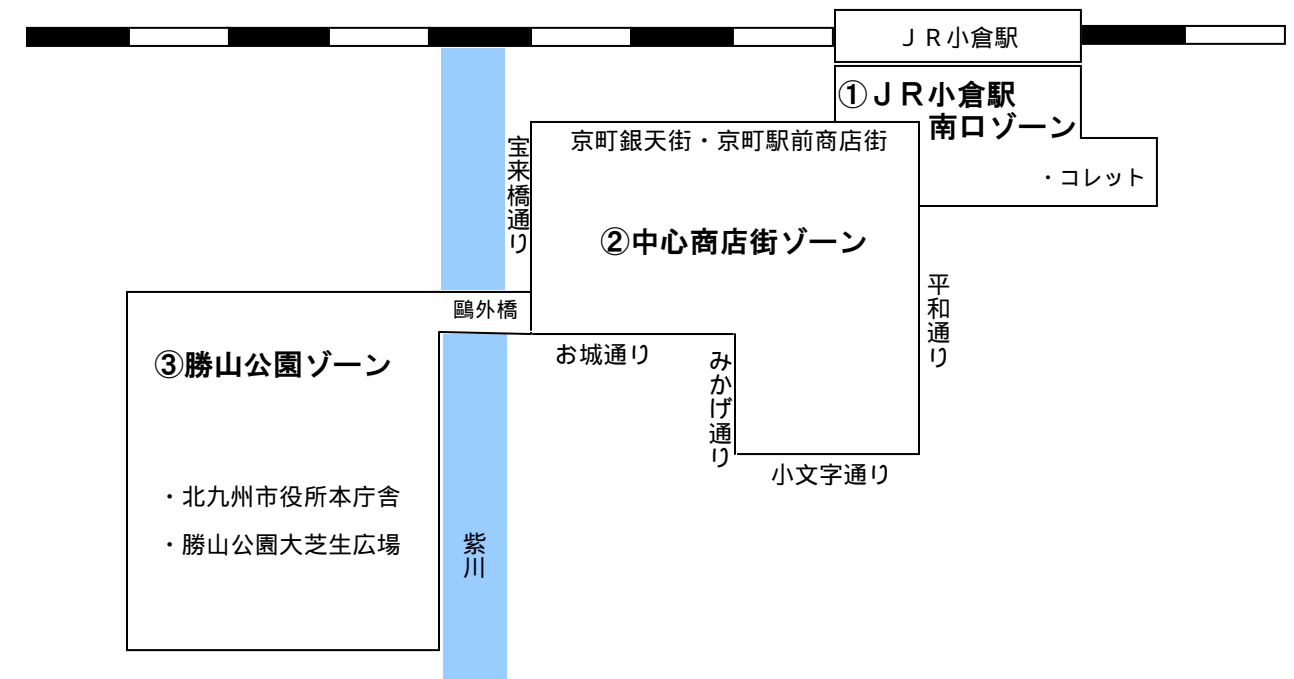
- 具体的には、次の3つのゾーンからなる範囲（約22ha）。

- ① JR小倉駅南口ゾーン（約3ha）
 - ・ 小倉駅南口ペDESTリアンデッキ周辺
- ② 中心商店街ゾーン（約10ha）
 - ・ 平和通りより西側
 - ・ 宝来橋通りより東側
 - ・ 京町銀天街・京町駅前商店街より南側
 - ・ お城通りより北側及び小文字通りより北側
- ③ 勝山公園ゾーン（約9ha）
 - ・ 勝山公園大芝生広場及び北九州市役所本庁舎周辺

3 今後の予定

- 9月中 迷惑行為防止重点地区の公表
（重点地区範囲、過料徴収開始日、過料徴収金額）

小倉都心部における迷惑行為防止重点地区の範囲



※丸数字は小倉駅前地区歩行者通行量調査の上位5地点